

対象となる建築物

バリアフリー化が義務付けられている建築物の用途と規模は以下のとおりです。
青字は、条例により追加又は強化したものです。

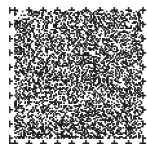
用途（特別特定建築物）	規模（床面積の合計）
<ul style="list-style-type: none"> 学校（全て） 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 博物館、美術館又は図書館 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 公衆便所 	全ての規模
<ul style="list-style-type: none"> 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。） 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 飲食店 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 	500㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。） 展示場 ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場 公衆浴場 料理店 	1,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅 公共用歩廊 複合建築物 	2,000㎡以上

- 乳幼児を連れて人が利用しやすくするため、一定の用途・規模の建築物に子育て支援施設（ベビーチェア、ベビーベッド、授乳室等）の設置が義務付けられています。
- 上記の対象用途・規模に該当する増築等（増築、改築（用途変更を含む））を行う場合は、当該増築等部分にある出入口、廊下等の建築物特定施設と利用居室に至る一以上の経路にバリアフリー化の基準が適用されます。なお、当該建築物に多数の者が利用する便所、駐車場が設けられている場合は、既存部分を含む一以上の便所、駐車施設を車いす使用者等が利用できるような整備する必要があります。

詳細（確認申請時に提出するチェックリスト等）は、都市整備局のホームページをご覧ください。

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/index.html>

東京都都市整備局 <市街地建築><建築物のバリアフリー>



問合せ先 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課やさしいまちづくり推進担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1（第二本庁舎3階南）

電話 03-5388-3345 FAX 03-5388-1356

発行日 平成22年3月

登録番号 (21) 149



本誌は東京都の発行物です。印刷に際しては、環境にやさしい紙を使用しています。

誰もが利用しやすい建物づくり

建築物のバリアフリー化をすすめるために！

高齢者や障害者等、誰もが利用しやすい建築物の整備を行い、やさしいまち東京を実現するため、バリアフリー法※に基づき、「**高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（通称：建築物バリアフリー条例）**」（平成16年7月1日に施行したハートビル条例を平成18年12月20日に改正したもの）を制定しています。※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

バリアフリー法、建築物バリアフリー条例の仕組み

誰もが日常利用する店舗や診療所、映画館や老人ホームなどを

新築したい。

バリアフリー化が義務付けられている建築物をつくる際には、バリアフリー化の基準に適合しているかどうか、建築基準法に基づく確認申請時や中間・完了検査時に審査を受け、その後も適合するよう維持しなければなりません。

バリアフリー化された建築物の完成

基準に適合しているか検査されます。

基準の適合義務

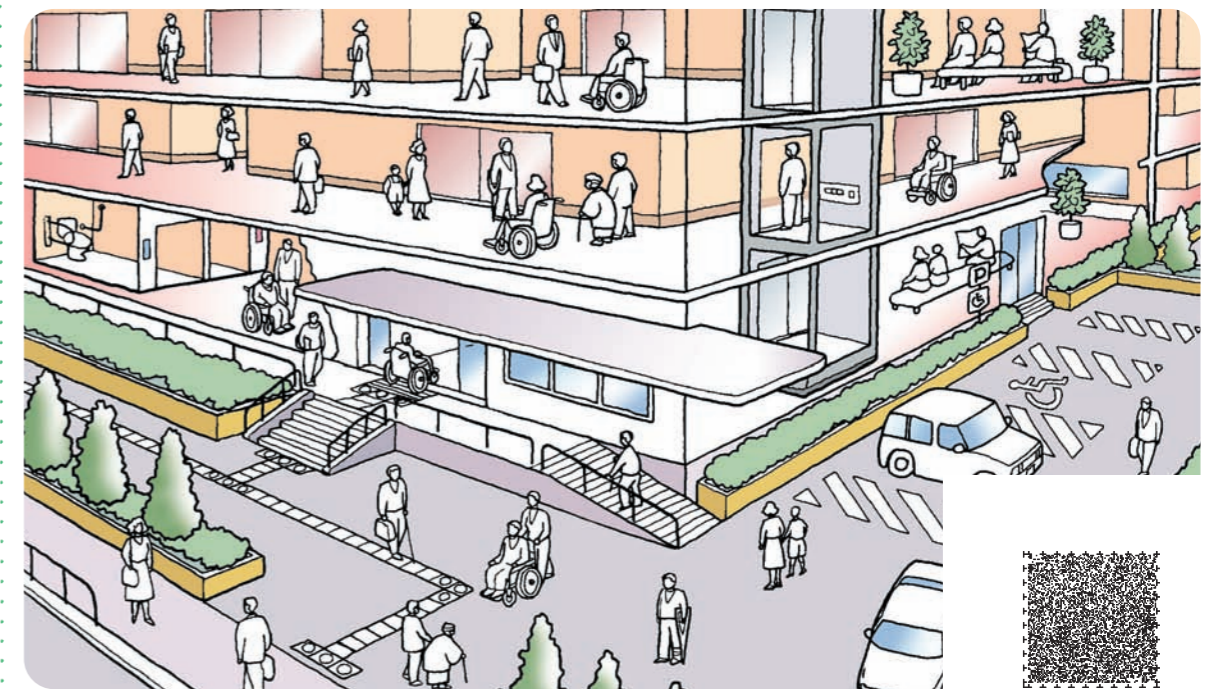
バリアフリー法と建築物バリアフリー条例の基準に適合させた計画とします。

建築主事等のチェック

計画の内容が基準に適合しているか審査されます。

バリアフリーの整備

計画どおりに建築物をつくります。



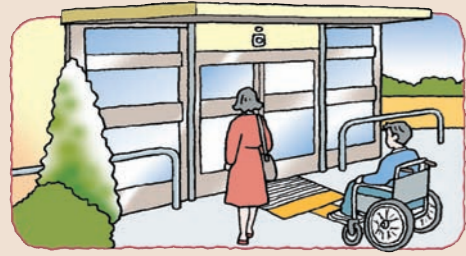
バリアフリー化の基準 (建築物移動等円滑化基準)

対象となる建築物(裏面参照)を建築(新築の他、増築、改築を含む。)又は用途変更する場合、出入口や廊下等、傾斜路などの建築物特定施設をそれぞれ下記のバリアフリー化の基準で整備する必要があります。
 なお、道路から目的となる部屋までの経路等の移動等円滑化経路(右記参照)は、高齢者や車いす使用者などが利用しやすいように、特に厳しい基準となっています。

下線部は、移動等円滑化経路にあたる場合の基準です。青字は、条例により付加又は強化した基準です。

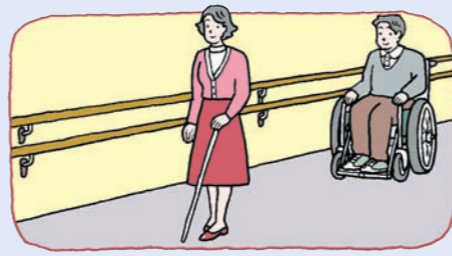
出入口

- 玄関出入口幅 100cm以上 (出入口幅：扉解放時)
- 居室などの出入口幅 85cm以上 (に通過できる有効幅)
- 戸は車いす使用者が通過しやすい構造 など



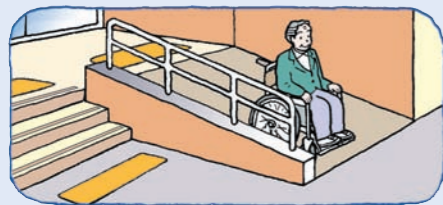
廊下等

- 幅 140cm以上
- 階段や傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設 など



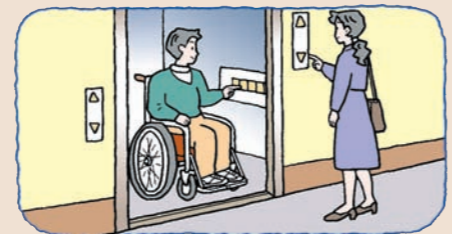
傾斜路(屋内)

- 幅 140cm以上 (階段併設は90cm以上)
- 勾配 1/12以下
- 滑りにくい仕上げ、前後の廊下等との識別
- 手すりの設置 ・両側に立ち上がり等の設置
- 始点と終点部に平坦部分の設置 など



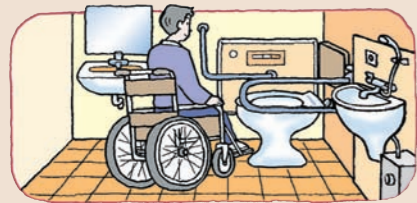
エレベーター

- かごの出入口幅 80cm以上
- かごの奥行き 135cm以上
- 車いす使用者や視覚障害者に配慮した仕様 など



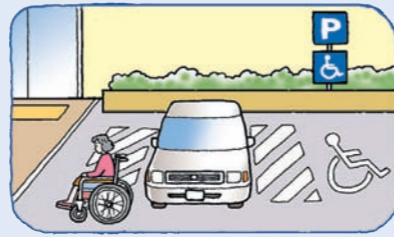
便所

- 車いす使用者が利用しやすい空間の確保
- 手すり等を設置
- オストメイト対応の水洗器具の設置
- 小便器は床置き式又は低リップ式
- 床は滑りにくい仕上げ など



駐車場 (駐車場を設ける場合)

- 車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上)を1以上設置
- 利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置 など

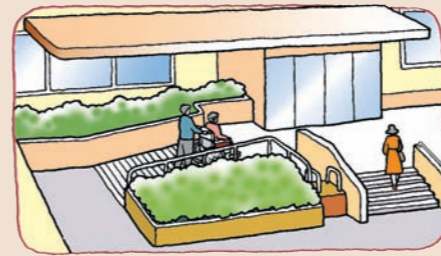


移動等円滑化経路とは？

不特定多数の者(条例で付加した建築物の場合は、多数の者)又は主として高齢者、障害者等が利用する ①道等(道、公園・広場等)から利用居室まで ②利用居室から車いす使用者用便所まで ③利用居室から車いす使用者用駐車施設まで などのそれぞれ経路のうち、一以上の高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路のことです。

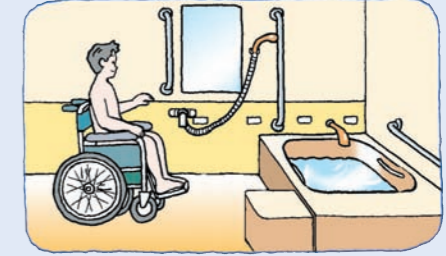
敷地内通路

- 幅 140cm以上 (段併設は90cm以上)
- 段がある場合は、傾斜路(勾配1/20以下、その他屋内の傾斜路とほぼ同様の基準)の設置 など



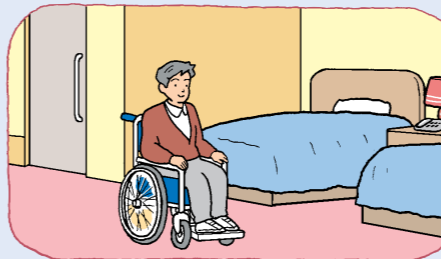
浴室等

- 車いす使用者が利用しやすい空間の確保
- 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置
- 床は滑りにくい仕上げ など



ホテルや旅館の客室(客室総数50以上の場合)

- 車いすで利用できる便所や浴室等を備えた車いす使用者用の客室を1以上設置 など



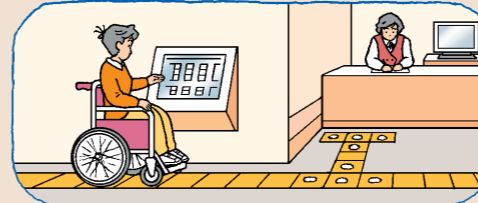
子育て支援環境の整備

- ベビーチェア、ベビーベッドの設置
- 授乳室等の設置 など



案内表示

- バリアフリー化されたエレベーター、便所、駐車場付近に見やすく分かりやすい標識(JIS Z 8210に適合するもの)の設置
- これらの施設の配置が分かる案内板と視覚障害者に示す案内設備 又は案内所の設置



案内設備までの経路

- 道等から案内設備や案内所に至る経路に視覚障害者誘導用ブロック等の設置



階段

- 幅120cm以上 ・けあげ18cm以下、踏面26cm以上
- 滑りにくい仕上げ
- 段鼻が識別でき、突き出し等を設けない
- 手すりの設置(踊場を含む) など



共同住宅 (道等から各住戸までの特定経路の場合)

- 廊下等、階段、敷地内通路の幅120cm以上
- 傾斜路 幅120cm以上 (階段併設は90cm以上)、勾配1/12以下
- 出入口の幅(扉解放時に通過できる有効幅) 80cm以上
- エレベーターのかごの奥行き 115cm以上 など

